

有機フッ素化合物に関する要望

平素より、多摩地域の環境行政の推進へのご支援、また、電話相談窓口の設置等、P F A Sに関する対応につきまして感謝申し上げます。

さて、P F O S等の有機フッ素化合物（P F O S、P F O A及びP F H x Sを指す。以下「P F O S等」という。）について、東京都等が行っている調査において、局地的に比較的濃度の高い地点があることが判明しています。

横田基地については、令和5年7月に基地内で過去に3件のP F O S等を含む泡消火薬剤の漏出が発生したことが判明したほか、同年11月に基地内売店物品搬入口で1件のP F O S等の漏出報道、昨年10月には、北関東防衛局から、米側からの情報として「(昨年)8月30日、短時間に降った豪雨により、横田基地の消火訓練エリアから、(P F O S等を含む)泡消火薬剤の残留を含む約1万2,640ガロンの水がおそらくアスファルト上に溢れ出し、数量不明の分量の水が地上から雨水排水溝に流入し、施設外へ出た蓋然性が高い。」との情報が地元自治体に提供されました。

基地内で流出等の事故が発生すれば、P F O S等が公共用水域へ流入あるいは地下に浸透する事態となりかねず、このことは隣接の自治体のみならず、付近の多くの自治体に重大な影響を引き起こしかねないものです。

また、令和3年度から令和5年度にかけて東京都等により実施された地下水概況調査においては、都内260か所の測定地点のうち17区市28か所において暫定指針値を超過する値が検出されました。

加えて、昨年11月に環境省が公表した「P F O S及びP F O Aに関する対応の手引き（第2版）」には、水環境中への排出源となり得る主な施設として、P F O S等が含まれる泡消火薬剤を保有する施設等、様々な施設が挙げられています。

これらのことを踏まえ、今後、住民の不安を払拭する実効性のある対応や情報発信のためには、公共用水域及び地下水のP F O S等による汚染状況や、排出源の特定に向けた調査等が行われる必要があるとの考えにより、下記の内容について要望します。

記

- (1) 横田基地内でこれまで発生したP F O S等の漏出について、国の責任において、公共用水域や地下水等への影響について、国が米側に働きかけ、広域的に調査・分析・評価を行い、その結果を公表すべきと考えます。また、日米地位協定の環境補足協定に基づく立入調査が行われるとの報道もあることから、国はその検討状況についても公表すべきと考えます。これらの点について、東京都からも国に対して働きかけを行ってください。
- (2) 横田基地内のP F O S等の漏出について、今後、米側から新たな情報が得られたときや、基地内への立ち入り等を行うときは、地元自治体のみならず、本要望参加自治体に対しても情報等を提供するよう、東京都からも国に対して働きかけを行ってください。
- (3) 公共用水域又は地下水にP F O S等による汚染について、排出源となる可能性のある施設等が、横田基地以外であった場合についても、当該施設のP F O S等を含有する物質等の保管状況および過去の使用、漏出の有無等を国において調査し、公共用水域や地下水等への影響について、調査・分析・評価を行うよう、また、必要に応じて立入調査も実施するよう、東京都からも国に対して働きかけを行ってください。

令和 7年 4月25日

東京都知事 小池 百合子 殿

小金井 市長 白 井 亨

小 平 市長 小 林 洋 子

国 立 市長 濱 崎 真 也